

決 定 書

1 請求人

- (1) 住所 宇和島市・ ・ ・ ・ ・
氏名 ・ ・ ・ ・
- (2) 住所 宇和島市・ ・ ・ ・ ・
氏名 ・ ・ ・ ・
- (3) 住所 宇和島市・ ・ ・ ・ ・
氏名 ・ ・ ・ ・
- (4) 住所 宇和島市・ ・ ・ ・ ・
氏名 ・ ・ ・ ・

2 請求年月日

令和7年1月16日

3 請求の要旨

宇和島市教育長は愛媛県教育委員会に対して周知の埋蔵文化財包蔵地における新伊達博物館建設事業の届出をし、発掘調査を終了するまで入札手続き及び工事請負契約の締結を停止せよ。

4 監査委員の判断

(1) 主 文

本件請求を却下する。

(2) 理 由

請求内容を証する事実証明書、具体的には周知の埋蔵文化財包蔵地における新伊達博物館建設事業の届出がなされていない事を証する書類、及び発掘調査の要否が分かる書類の提出を令和7年3月5日（3月6日本人受取）に求め、期限とした令和7年3月21日までに提出されなかった。

したがって、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する請求対象行為が事実である事を証する書類を欠いた不適法な請求であると言わざるをえない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

令和7年3月25日

宇和島市監査委員 山田 喜昭
宇和島市監査委員 石崎 大樹